

九州大学行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱規程

平成 29 年度九大規程第 13 号

制 定：平成 29 年 5 月 29 日

最終改正：令和 4 年 3 月 31 日

(令和 3 年度九大規程第 130 号)

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）が作成する行政機関等匿名加工情報（以下「匿名加工情報」という。）の提供に係る取扱いについては、法令その他別に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。「以下「施行規則」という。）の定めるところによる。

(匿名加工情報の作成及び提供等)

第 3 条 本学は、法第 107 条に基づき、匿名加工情報（匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）を作成することができる。

2 本学は、法令に基づく場合又は、保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した匿名加工情報を当該第三者に提供する場合を除き、利用目的以外の目的のために匿名加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集)

第 4 条 本学は、施行規則で定めるところにより、定期的に、法第 110 条の提案の募集をする個人情報ファイルについて、次条の提案を募集するものとする。

(匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第 5 条 前条の規定による募集に応じて匿名加工情報をその事業の用に供する匿名加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を提出することにより当該事業に関する提案をすることができる。

(提案の審査等)

第 6 条 前条の提案があったときは、本学は、九州大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に、当該提案が法第 112 条の基準（以下「基準」という。）に適合するかどうかを審査させるものとする。

2 委員会は、審査を行うに当たっては、必要に応じ、当該文書を保有する部局等の長に意見を求めるものとする。

3 前項の規定により意見を求められた部局等の長は、必要に応じ、九州大学情報公開・個人情報保護委員会規程（平成 16 年度九大規程第 192 号）第 7 条の規定に基づき設置される当該部局等の部局情報公開・個人情報保護委員会にその審議を行わせるものとする。

4 本学は、委員会の審査結果に基づき、前条の提案が基準に適合するかどうかを決定するものとする。

5 本学は、前項の規定により基準に適合する旨の決定を行ったときは、別記様式第 3 号に、別記様式第 4 号により作成した匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに係る書類を添えて、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。

6 本学は、第 4 項の規定により基準に適合しない旨の決定を行ったときは、別記様式第 5 号により、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。

(契約の締結)

第 7 条 第 6 条第 5 項の通知を受けた者は、法第 113 条の規定により、第 11 条に定める手数料を納付した上で本学との間で匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(匿名加工情報の作成)

第 8 条 匿名加工情報を作成するときは、法第 114 条に基づき当該保有個人情報を加工しなけ

ればならない。

2 前項の規定は、本学から匿名加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報ファイル簿への記載)

第9条 匿名加工情報を作成したときは、法第115条の規定により、当該匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に記載しなければならない。

(作成された匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第10条 前条の規定により個人情報ファイル簿に記載された匿名加工情報を法第116条に基づきその事業の用に供する匿名加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、別記様式第2号及び別記様式第6号を提出することにより当該事業に関する提案をすることができる。第7条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも同様とする。

2 第6条及び第7条の規定は、第1項の提案について準用する。この場合において、第6条第5項中「別記様式第3号」とあるのは「別記様式第7号」と、同条第6項中「別記様式第5号」とあるのは「別記様式第10号」と読み替えるものとする。

(手数料)

第11条 第7条(前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により本学と匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次に掲げるところにより、手数料を納めなければならない。

(1) 第7条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

イ 非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

ロ 非識別加工情報の作成の委託を受けた者に支払う額(当該委託をする場合に限る。)

(2) 前条第2項において準用する第7条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じて定めるものとし、次に掲げるとおりとする。

イ ロに掲げる者以外の者 第7条の規定により当該匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前号の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

ロ 第7条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

2 手数料は、原則として、本学が指定する金融機関への振込みにより納付しなければならない。この場合において振込みにかかる手数料は、非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の負担とする。

(契約の解除)

第12条 本学は、第7条の契約を締結した者が法第118条各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(識別行為の禁止等)

第13条 匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 匿名加工情報、法第107条第4項に規定する削除情報及び法第114条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第14条 匿名加工情報等の取扱いに従事する本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった

者は、その業務に関して知り得た匿名加工情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 匿名加工情報を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前二項の規定は、匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(事務)

第16条 この規程に定める匿名加工情報の提供等に係る事務は、関係各部署等及び事務局関係各課等の協力を得て、総務部総務課において行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、匿名加工情報の提供に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第56号)

この規程は、平成29年12月25日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第14号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第41号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第130号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

連絡先電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）法第110条の規定により、次のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 交付 郵送

(記載要領)

1. 「個人情報ファイルの名称」には、九州大学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（法第110条の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、九州大学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。
4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供する期間」には、事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)
氏 名

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
第110条第3項
第116条第2項において
準用する第110条第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、

同法第110条の6各号に該当しないことを誓約します。

（記載要領）

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号

審 査 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

(提案者) 様

国立大学法人九州大学

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条各号に定める基準に適合するものと認めましたので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人九州大学長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、別記様式第4の「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書

年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

連絡先電話番号

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（第113条
第116条第2項で準用する
第113条）の規定により、

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

（記載要領）

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、別記様式第三により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号

審査結果通知書

年 月 日
第 号

(提案者) 様

国立大学法人九州大学

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項第 号の基準に適合しないことから、同条第3項の規定により通知します。

(提案が第112条第1項各号に掲げる基準に適合しない理由)

(記載要領)

1. 提案が第112条第1項各号に掲げる基準に適合しない理由は、適合しないと認めた該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名

連絡先電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（第116条第1項前段
第116条第1項後段） の規定により、

次のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる情報
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 交付 郵送

(記載要領)

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、第115条の規定により個人情報ファイルに記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供する期間」には、事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること(第116条第1項前段の提案をする場合に限る。)
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立大学法人九州大学

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに定める基準に適合するものと認めましたので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します

1. 契約の締結

国立大学法人九州大学長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、別記様式第4の「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号

年 第 号
月 月 号
日 日 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立大学法人九州大学

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第116条第2項で準用する第112条第1項第 号の基準に適合しないことから、同条第3項の規定により通知します。

(提案が法第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しない理由)

(記載要領)

1. 提案が第112条第1項各号に掲げる基準に適合しない理由は、適合しないと認めた該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。